

○文化庁告示第百十五号

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第二条の四の規定に基づき、文化庁長官が定めるウェブサイトとして、教育利用に関する著作権等管理協議会のウェブサイトを定め、平成三十二年一月一日から施行する。

平成三十年十二月二十八日

文化庁長官 宮田 亮平